

西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金制度の流れ

(1)所有者のいない猫対策活動員の認定

- ① 活動員希望者が市へ申請
- ② 市が面談し活動員として認定

(2)活動地域での合意形成

- ① 活動地域の代表者に活動内容を説明し
「合意書」へ署名してもらう
(合意形成には、必要に応じて市がコーディネートしています)

(3)不妊去勢手術等の活動開始

- ① 活動員は合意書と交付申請書を市へ提出
- ② 内容を確認後、助成金交付決定
- ③ 活動員は猫を捕獲、動物病院で手術実施

合意書(様式第1号)
申請書(様式第2号)

(4)助成金の支払い

交付期間内に手術できた

交付期間内に手術できなかった

- ① 活動員は助成金請求書等を市へ提出
- ② 審査後、銀行等口座へ助成金の振込み
(助成額は手術費用に対して雌 12000 円/匹まで、
雄 6000 円/匹まで、諸経費として 1000 円/匹、
ノミダニ駆除費として 1000 円/匹まで)

報告書(様式第5号)
請求書(様式第7号)
領収書

報告書(様式第5号)

活動地域での適正管理

- ① 地域内に対象となる所有者のいない猫がいる場合、再度(3)の手続き
(同一地域であれば合意書再提出は不要。)
- ② 活動員は手術した猫を元の地域へ戻し
活動指針に沿った適正管理を行う